二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び十津川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　保安林の所在場所　奈良県山辺郡山添村大字西波多四五八五の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
大字西波多四五八五の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び山添村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
平成十一年一月十一日農林水産省告示第十八号（一及び四に係るものに限る。）、平成十一年一月十一日農林水産省告示第十九号、平成十一年三月二十九日農林水産省告示第五百十七号（一及び二に係るものに限る。）
(二)　変更に係る指定施業要件
1　立木の伐採の方法　変更しない。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市高路字東谷ノ弐二二五、二二七、二二七の一、二二八から二三六まで、字東谷一一八八の二、三津字狭間谷ノ壱一〇一二、字乗越ノ一　一〇二二、字後谷一〇三五、伏野字差尾谷ノ一　一八五二の一、字差尾谷ノ二　一八五四、字差尾谷ノ三　一八五五、字東大清水一八六九、字東上り戸一八八四の一、字三谷奥一八八五、字西竹ノ谷一九〇五、字東鮒堀二〇六四、字西谷奥二〇六八、二〇六七
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市上町八五（次の図に示す部分に限る。）、三津字大谷一八四、字苧畑ノ一　二一五、九五五、字大谷平九五〇、御熊字村宮ノ下二三七、字堀谷ノ二　四四三、内海中字家ノ奥四九五、八三八、八三九、字城ノ谷六一七の二、六一九の二、猪子字東谷五一四、五一五、小沢見字ビシャデン六七一の一、覚寺字飛ト谷七九八
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡山北町世附字栗ノ木日影九一一の一、字藤四郎畑九一五の一、九一五のロ・九一五のハ・字谷戸入九一六のイ・九一六のロ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九一六の三、字不動日影九二五のイ、九二五のロ、字熊沢九二七のイ、九二七の二から九二七の四まで、字センカイ棚九二八のイ、九二八のロ、字山神山九二九の一・九二九の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九二九の三、九二九の四
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年八月十八日

農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字深谷五二四
二　保安林として指定された目的　水源のかん養